

青森県太平洋沖合海域における流し網漁業の許可等の取扱方針

平成30年3月30日制定

(趣旨)

第1 この方針は、太平洋沖合海域における青森県海面漁業調整規則（昭和43年2月青森県規則第11号。以下「規則」という。）第7条第2号へに規定する流し網漁業（以下「流し網漁業」という。）に係る同条の規定による漁業の許可（以下「漁業許可」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象)

第2 流し網漁業には、いわし、さば、さめ、まぐろ又はぶりの混獲が避けられず、これらの魚体を傷つけないように海中に放すことができない場合で、これらの水揚げをする行為が伴う漁業を含むものとする。

(審査の方法等)

第3 漁業許可の審査は、関係漁業者及び関係漁業協同組合の意見、第11に規定する漁獲成績報告書の内容、試験研究機関の助言等を勘案して行うものとする。

2 規則第24条第1号の「漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者」とは、規則第32条第2項の規定により漁業許可を取り消された者であって、その取消の日から2年を経過しないもの又は当該者を流し網漁業の共同経営者又は従事者とする者をいう。

3 規則第23条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、漁業許可の申請が相当数見込まれる場合において、同一の者に対し、複数の漁業許可をするときをいう。

4 規則第23条第1項第3号の「漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 漁業許可に係る区域において漁獲対象の水産動植物の資源状況が著しく悪化している場合

(2) 同一漁場において操業する他の漁業との資源及び漁場の利用その他当該漁場の総合的利用に著しく支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 漁業許可の申請に基づき、漁業許可をしたとすると、前年度の漁業許可の数を超えることとなる場合。ただし、前年度に漁業許可がなかった場合又は漁業許可の数が少なかったと判断される場合を除く。

5 4の(3)の場合には、次のとおり漁業許可の優先順位を決める。

- 第1位 前年度、漁業許可を受け、操業した実績を有する者が申請した場合
- 第2位 流し網漁業の従事者が、流し網漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該漁船を使用する権利を取得して申請した場合
- 第3位 流し網漁業の従事者が、流し網漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船以外の漁船により申請した場合
- 第4位 流し網漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者（以下「流し網漁業経験者」という。）が申請した場合
- 第5位 流し網漁業経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、流し網漁業以外の海面漁業を営み、又はこれに従事したことがある者が申請した場合
- 第6位 流し網漁業経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、海面漁業以外の漁業を営み、又はこれに従事したことがある者が申請した場合
- 第7位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

6 5の規定による第2位から第4位までにおいて同順位である者相互間については、漁業許可に係る期間中に流し網漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。

7 5の規定による第5位及び第6位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- 第1位 流し網漁業の操業区域において漁業を営む者
- 第2位 流し網漁業の操業区域において漁業に従事する者
- 第3位 流し網漁業の操業区域以外において漁業を営む者
- 第4位 流し網漁業の操業区域以外において漁業に従事する者

8 7の規定による第1位から第4位までにおいて同順位である者相互間については、その申請の日以前10年の間において漁業を営んだ日数又は漁業に従事した日数の多い者が優先されるものとする。この場合において、「営んだ日数」とは、水揚げ伝票等により確認できる水揚げ日数とし、「従事した日数」とは、雇用主による証明等により確認できる日数とする。

9 5の規定による第7位において同順位である者相互間の優先順位は、参入に十分な資本及び経営計画を有しているかを具体的に勘案し、青森県東部海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で決める。

10 5から9までの規定に従ったとしても、優先順位が決まらない場合は、公正な方法でくじを行う。

(申請の添付書類等)

第4 規則第8条第6項の規定により漁業許可申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) 操業に申請者以外の者が所有する漁船を使用する場合は、漁船所有者の使用承諾書及び印鑑証明書
- (3) 使用漁具図(寸法などの構造や材質等を明示したもの)
- (4) 共同経営の場合は、代表者選定届及び印鑑証明書
- (5) 法人にあっては、定款及び登記事項証明書
- (6) 事業計画書(目的、操業の方法、経費等を明記したもの)
- (7) 漁業協同組合が申請する場合は、総会等において機関決定したことを証する書類
- (8) 船舶検査証書の写し
- (9) 漁船原簿謄本(青森県知事の登録を受けた漁船を使用する場合を除く。)
- (10) 所属漁業協同組合長等の副申書(青森県内に住所地を有する場合に限る。)
- (11) 住所地を管轄する都道府県知事の副申書(青森県内に住所地を有する場合を除く。)
- (12) その他知事が必要と認める書類

2 規則第8条第1項の漁業許可申請書の提出期限は、別に定める。

(漁業許可の対象漁船)

第5 漁業許可の対象漁船は、総トン数5トン以上であって、次のいずれにも該当しない動力漁船とする。

- (1) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第1項の規定による都道府県知事の登録を受けていない船舶
- (2) 漁船法第19条の規定による登録の取消しの対象となる漁船
- (3) 船舶安全法(昭和8年法律第11号)の規定による所要の検査等に合格していない船舶

(操業区域)

第6 操業区域は、次のとおりとする。

- (1) 総トン数5トン以上10トン未満の動力漁船により行う場合
下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結ぶ直線以東の太平洋における青森県沖合海域
- (2) 総トン数10トン以上の動力漁船により行う場合

(1) の区域から北緯41度10秒の線以北かつ東経144度59分46秒の線以東の海域及び北緯41度10秒の線以南かつ東経142度59分47秒の線以東の海域を除いた区域。

(操業期間)

第7 操業期間は、10月1日から同月31日までとする。ただし、流し網漁業について利害関係のある漁業団体間における協定において特段の期間の定めがある場合にあっては、当該期間とする。

(有効期間)

第8 漁業許可の有効期間は、1年以内とする。

2 漁業許可を受けた者の地位を承継した場合の漁業許可の有効期間は、当該漁業許可の残存期間とする。

(制限又は条件)

第9 次に掲げる事項は、漁業許可がなされた場合において、規則第14条の規定により付けられた漁業許可の制限又は条件となるものとする。

(1) 網目15センチメートル以下の流し網を使用してはならないこと。

(2) 流し網を敷設する場合には、海中におけるその長さの合計が漁業許可に係る漁船ごとに12キロメートルを超えないこと。

(3) 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならないこと。

(4) 水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整のため、漁業監督吏員が必要と認め、漁業の操業について指示をした場合、これに従わなければならないこと。

(5) 東経142度59分47秒の線以西の海域では操業してはならないこと。ただし、流し網漁業について利害関係のある漁業団体間における協定がある場合にあっては、当該協定において定められた区域及び期間は、これを適用しないこと。

(6) 他種漁業との間に操業上の紛争が生じた場合は、直ちに流し網漁業について利害関係のある漁業団体間における協定を締結し、その内容を遵守しなければならないこと。

(7) その他知事が漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めること。

(許可証の交付)

第10 許可証は、知事が指定する漁港において、漁船及び漁具が法令等に違反していな

いこと並びに第11の漁獲成績報告書の提出がなされていることを確認し、許可内容を指導の上、交付する。

(漁獲成績報告書の提出)

第11 漁業許可を受けた者は、操業期間終了後1か月以内に知事に対し、別添様式により漁獲成績報告書を提出しなければならない。

(許可番号の表示)

第12 規則第13条に規定する許可番号は、「清流第 号」とし、大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。

附 則

- 1 この方針は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 まぐろ流し網漁業の許可等の取扱方針（昭和52年7月4日施行）は、廃止する。

【参考1】 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）
（船舶の塗装）

第14条 東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業について第3条第1項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けた者を含む。）は、当該許可に係る船舶の船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ、規制海域においては、当該船舶を東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業に使用してはならない。

（許可番号等の表示）

第15条 第3条第1項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けた者を含む。）は、当該許可に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第2号により当該許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該許可に係る規制海域における特定大臣許可漁業に使用してはならない。

2 第3条第1項本文の許可を受けた者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けた者を含む。）は、当該許可に係る期間が経過したとき、又は当該許可がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、速やかに、前項の規定による許可番号の表示を消さなければならない。

3 （略）

第16条 東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業に係る規制海域において第3条第1項本文の許可を受けて東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業を営む者（同項ただし書の都道府県知事の許可を受けてかじき等流し網漁業を営む者を含む。）は、敷設した流し網の次の各号に掲げる浮標に、それぞれ当該各号に掲げる標識等を水面上1.5メートル（別記様式第3号による標識については、浮標の表面から2メートル）以上の高さに掲げなければならない。

一 両端部の浮標 昼間にあつては別記様式第三号による標識及びレーダー反射板（金属製のものに限る。以下同じ。）、夜間にあつては白色の灯火及びレーダー反射板

二 中間部のおおむね3キロメートルごとの浮標 昼間にあつては別記様式第3号による標識、夜間にあつては白色の灯火

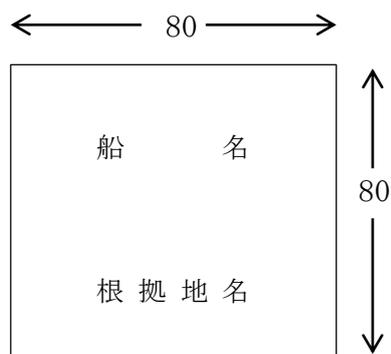
2 前項の灯火は、夜間において視界が良好な場合に少なくとも2海里離れた所から視認されるものでなければならない。

別記様式第2号（省令第15条関係）

「かじき流第 号」

大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。

別記様式第3号（省令第16条関係）



備考

- 1 標識は、黄色の布地である。
- 2 寸法の単位は、センチメートルとする。

【参考2】青森県海面漁業調整規則（昭和43年2月青森県規則第11号）

（漁具の標識）

第56条（略）

2 次に掲げる漁業を営む者又は当該漁業に使用する船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者は、当該漁具の敷設中、幹なわ又は網の両端に水面上1.5メートル以上の高さのボンデンをつけ、第一号に掲げる漁業については、夜間当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

一 流し網漁業

二～三（略）

3 前項のボンデンには、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。